

『平成18年度施策実施状況調書』

| | | | | | | |
|-------------------------------|--|--|---|---|---|---|
| <p>施策名</p> | <p>(施策62) 郵政事業に係る制度の企画立案</p> | | <p>担当部局名 郵政行政局総務課、総合企画室、郵便企画課、国際企画室、貯金企画課、保険企画課、検査監理官</p> | | | |
| <p>施策の概要</p> | <p>総務省は、郵便局ネットワークを通じたユニバーサルサービスの提供等郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するため、日本郵政公社の業績評価、経営状況等の報告等、必要な措置を命ずることとしている。しかし、郵政事業に係る制度の企画立案については、当該年度の経済環境等日本郵政公社を取り巻く環境に応じて変化するものであり、その年度において実施した郵政事業に係る制度の企画立案の状況等を総合的に勘案して判断するものである。また、郵政事業に係る制度の企画立案に資する調査研究を行い、調査研究の所期の成果を達成することにより、本施策の進行管理の一助とするものである。</p> | | | | | |
| <p>主な指標の状況</p> | <p>主な指標等</p> | | <p>状況等</p> | | | |
| | <p>郵政事業に係る制度の企画立案の状況</p> | <p>新たな万国郵便条約(平成18年1月1日発効)の締結に伴い、郵便料金計器の印影その他郵便に関する料金を表す印影の偽造等の処罰に関する規定の整備のほか、所要の改正を行うため、平成17年10月7日、「郵便法の一部を改正する法律案」を第163回国会に提出した(同年10月28日可決成立)。</p> | | | | |
| <p>郵政事業の制度等の企画立案に必要な調査・研究</p> | <p>郵政事業に係る制度の企画立案に資するため、諸外国の郵便・郵便貯金・生命保険等に関する調査研究(8件)等を実施して、郵政事業の適正かつ確実な実施を促した。</p> | | | | | |
| <p>施策の主な実施手段の状況</p> | <p>事業名 郵政事業の制度等の企画立案に必要な調査・研究等</p> | <p>概要 郵政事業の制度等の企画立案に資するため、必要な調査・研究等を実施。</p> | <p>15年度 207百万円(15件)</p> | <p>16年度 223百万円(17件)</p> | <p>17年度 196百万円(17件)</p> | |
| | <p>項目 郵政事業に係る制度の企画立案の状況</p> | <p>概要 新たな万国郵便条約(平成18年1月1日発効)の締結に伴い、郵便料金計器の印影その他郵便に関する料金を表す印影の偽造等の処罰に関する規定の整備のほか、所要の改正を行うため、平成17年10月7日、「郵便法の一部を改正する法律案」を第163回国会に提出し(同年10月28日可決成立)、郵政事業の適正かつ確実な実施を促した。</p> | | | | |
| | <p>項目 業績評価結果の日本郵政公社への通知等</p> | <p>概要 中期経営目標の達成に向けた進捗状況を把握するため、各年度の業績評価を行っており、平成16年度の業績評価について、平成17年7月28日認識、郵政行政審議会に諮問の上、同年8月3日、適当との答申を得、日本郵政公社に通知し、報道発表を行った。</p> | | | | |
| | <p>(業務改善への取組状況) 郵政事業の制度の企画立案に必要な調査研究及び日本郵政公社に対する業績評価等の実施。</p> | | | | | |
| <p>本施策に関する課題等の状況</p> | <p>今後においても、引き続き、郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するため、適時適切に必要な制度改正や予算措置等を行う必要がある。 また、平成19年10月の郵政民営化に向け、新会社への円滑な移行を確保する必要がある。</p> | | |  |  |  |
| <p>本施策に関する専門家の意見等</p> | <p>郵政行政審議会において、日本郵政公社内部で年度経営計画の進捗状況等について評価させ、その状況を踏まえ業績評価を実施する旨の指摘を受け、平成16年度業績評価を行った。</p> | | | | | |
| <p>本施策に関する主な資料</p> | <p>ア 平成16年度に係る日本郵政公社の業績評価(報道資料(平成17年8月3日)) http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050803_1.html イ 日本郵政公社の平成16年度の財務諸表の承認に係る郵政行政審議会からの答申(報道資料(平成17年8月3日)) http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050803_3.html</p> | | | | | |